

金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等について（案）

平成22年2月10日

日本証券業協会

．改正等の趣旨

1．金融商品取引法改正による有価証券の売出し規制の見直しに伴う自主規制規則の一部改正等について

平成22年4月1日付で施行される「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第58号）により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）における「有価証券の売出し」の定義について見直しが行われるとともに、有価証券の性質及び投資者の属性に応じた開示制度が整備され、また、その一環として、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」（平成21年内閣府令第78号。以下「整備府令」という。）附則第4条において、「改正後の金商法施行日前に行われた『旧金商法第23条の14第1項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券』についての経過措置」（以下「経過措置」という。）が規定されることとされた。

今般、当該改正を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」、「外国証券の取引に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行うとともに、「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）の特例として経過措置の取扱いを定めるため、今般、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」を制定することとする。

2．第三者割当増資等の取扱いに係る「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」等の一部改正について

本協会では、エクイティ委員会の下部組織である「第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ」を平成21年9月に設置し、MSCB等以外の第三者割当の形態で行われるファイナンスについて、市場仲介者の観点から取り組むべき課題があるかどうかに関し、8回に亘って検討を行い、本年2月に同ワーキング・グループの検討結果として「第三者割当のあり方等について」と題する報告書を取りまとめたところである。

同報告書では、本協会が定める「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の主旨の明確化を図るとともに、割当先の保有方針等の適切な開示が行われるための施策等を講じるよう提言されたところである。

今般、これらを実現するため「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を改正しMSCB等以外の第三者割当の方法により発行される株券や新株予約権付社債券等の買受けについても規制を適用させることとするため、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」

に変更するとともに、「有価証券の引受け等に関する規則」、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」についても、所要の改正を行うこととする。

・改正等の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

(1) 金商法等の改正に伴い、本規則の対象となる「売出し」について規定する。

(第1条)

(2) 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の5年以内の直前に行われた第三者割当増資等の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該引受けを行ってはならないこととする。

(第35条)

(3) 本規則で規定から外れることとなる売出しに係る引受けを行う場合において、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる対応を講じる旨規定を行う。

(第36条第1項)

(4) その他所要の整備を図る。

2. 「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

その他所要の整備を図る。

3. 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

(1) 「有価証券の引受け等に関する規則」の改正に伴い、規則の対象とする売出しについて同規則と平仄を合わせた規定を行う。

(第1条)

(2) その他所要の整備を図る。

4. 「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

(1) 規則の目的に会員が第三者割当増資等の買受けを行う際に遵守すべき事項を定める旨追加することとする。

(第1条)

(2) この規則の対象となる第三者割当増資等の定義を行う。

(第2条)

(3) 会員が行う第三者割当増資等の買受け時の確認事項について規定する。

(第3条)

- (4) 会員が第三者割当増資等の買受けを行う際に、上場発行者に対し、説明又は要請する事項等について規定する。

(第4条、第5条)

- (5) 会員が第三者割当増資等の買受けを行う際、当該買受けの直前に行われた第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていたことを確認した場合、当該買受けを行ってはならないものとする。

(第6条)

- (6) 会員が第三者割当増資等の買受けを行う際、一旦中止した後の再開に係る取扱いを規定する。

(第7条)

- (7) 会員以外の者が第三者割当増資等の買受けを行う際の取扱いについて規定する。

(第16条)

5. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

- (1) 第6条第4項に基づく顧客への説明は、平成13年6月の規則改正において「協会員が顧客と初めて取引を行う際に1度行うことで足りる旨」を明確にしているところであるが、今般、その説明方法について外国証券取引口座約款(当該約款と同時に交付される附随資料を含む)及び契約締結前交付書面に説明内容を記載する方法を認める旨を明確にすることとする。

(第6条第4項)

- (2) 既発行の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の勧誘にあたり、金商法第4条第4項において規定される「外国証券売出し」については、金商法施行令第2条の12の3において対象となる範囲が明確化されていることから、第7条においては外国取引及び「外国証券売出し」以外の国内店頭取引について対象証券を規定することとする。

(第7条)

- (3) これまで、第8条においては、顧客に対し、適正に外国証券内容説明書が交付されていることを確認する意味で、外国証券内容説明書の交付が不必要である場合(勧誘が行われなかった場合)に記録の作成義務等を課していたところである。

しかしながら、今般、金商法第23条の14が廃止されることに伴い、本規則における外国証券内容説明書の交付に関する規定が廃止されたことから、規定の目的を変更することとし、第8条においては「第7条において勧誘を認められている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券」以外の外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券を勧誘を行わずに取引を行った場合に記録の作成義務等を課することとする。

(第8条)

- (4) 今般の改正により、金商法第23条の14が廃止されることに伴い、本規則における

関連部分を削除する。

(第10条、第11条、第12条、第13条)

- (5) 改正後の金商法施行令第1条の7の3第6号、同第1条の8の4第4号及び改正後の証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第4号の規定を踏まえ、協会員から本協会への報告義務等を規定する。

(第32条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項)

- (6) その他所要の整備を図る。

6. 「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の制定について

(1) 目的

この規則は、少人数向け勧誘対象海外発行証券（整備府令附則第4条第1項に定める少人数向け勧誘対象海外発行証券をいう。以下同じ。）について、整備府令附則第4条に定めるところによる場合の外国証券規則の特例を定め、もって投資者保護に資することを目的とする。

(第1条)

(2) 対象証券

この規則の対象証券を規定する。

整備府令附則第4条第1項の適用を受ける外国証券のうち協会員が顧客に対し勧誘を行うことができるものを「特例私売出し証券」、整備府令附則第4条第2項の適用を受ける外国証券のうち協会員が顧客に対し勧誘を行うことができるものを「特例外国証券売出し証券」とし、その要件を規定する。

(第3条)

(3) 特例私売出し証券を売り付ける場合の取扱い

特例私売出し証券を勧誘する場合の「外国証券内容説明書」の交付及び当該特例私売出し証券を売り付ける場合の「告知書」の交付について規定する。

(第4条)

(4) 外国証券内容説明書の取り扱い

特例私売出し証券を顧客に勧誘する場合の外国証券内容説明書の交付の取扱いについて規定する。

(第5条)

(5) 外国証券内容説明書等の記載事項

特例私売出し証券を勧誘する場合に交付する外国証券内容説明書及び特例外国証券売

出し証券を勧誘する場合に提供又は公表する情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定する情報をいう。）の記載事項について規定する。

（第 6 条）

7. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

(1) 「外国証券の取引に関する規則」の改正内容を踏まえ、金融商品仲介業者に関連する事項について、併せて改正することとする。

（第 10 条）

(2) 「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の内容を踏まえ、金融商品仲介業者に関連する事項について、併せて改正することとする。

（第 10 条の 2）

8. 「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の一部改正について

(1) 払込金額の算定根拠の記載内容として、発行会社は指針を参照する場合で取締役会決議の直前日の価額を勘案しないときはその理由及び採用した算定期間について当該算定期間を採用した理由を説明する責任があることについて規定する。

（指針 2 .）

(2) その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

1 . 上記 . 1 について

(1) この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。

(2) この改正の改正後の第 1 条、第 32 条、第 34 条第 4 項及び第 36 条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。

2 . 上記 . 4 及び 8 について

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われる株券等の募集（7 については株券）及び売出しから適用する。

3 . 上記 . 3 について

(1) この改正は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う発行会社の株券等の配分から適用する。

(2) この改正の改正後の第 1 条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについ

て適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。

4 . 上記 . 2、5 ~ 7 について

この改正等は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：

< . 1 ~ 4 及び 8 について >

平成 22 年 2 月 10 日(水)から平成 22 年 3 月 3 日(水)17:00 まで(必着)

< . 5 ~ 7 について >

平成 22 年 2 月 10 日(水)から平成 22 年 2 月 24 日(水)17:00 まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

氏名又は名称

連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

意見の該当箇所

意見

理由

本件に関するお問い合わせ先

< . 1 ~ 4 及び 8 について >

日本証券業協会 自主規制 1 部 （TEL 03-3667-8647）

< . 5 及び 6 について >

日本証券業協会 自主規制 2 部 （TEL 03-3667-8456）

< . 7 について >

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

以 上